

田原本町農地利用最適化推進委員候補者 評価・選考基準

1. 候補者の評価

田原本町農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者の推薦、募集等に関する要綱第9条の規定により、田原本町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に候補者の評価を求めるものとする。

評価委員会は、提出された推薦申込書又は応募申込書に記載された事項をもとに、別表に掲げる項目により候補者を評価し、その結果を農業委員会に報告する。

2. 候補者の選考

候補者は、以下の4つの地区毎に、1.の評価による点数の高い者から順に選考するものとする。

なお、経歴及び農業経営状況の評価は、令和8年2月1日時点を基準とする。評価点が同点の場合は、以下の順で順位付けを行う。

- ① 性別にかかわらず年齢の若い者を優先する。
- ② 上記①で決まらない場合、耕作面積の多い者を優先する。

※①において、候補者が同じ年の場合は誕生日の日付が遅い者を優先する。

別表 1

●評価項目

評価項目	評価基準	備考
農業への従事の程度	認定農業者等※ ¹ に該当する者であるか	
	町内における経営農地面積	農地台帳による
地域への貢献度	地域の農業団体等の職歴※ ² の程度	複数の職歴がある場合は、加点あり
	地域の農業団体等以外の職歴※ ³ の程度	複数の職歴がある場合は、加点あり
その他評価すべき事項	性別	女性の場合に加点
	年齢	若年者に加点

※ 1 農業委員募集要項別表のいずれかに該当する者

※ 2 農家代表者、水利組合長、土地改良区役員、多面的機能支払交付金の活動組織の長、農業委員、最適化推進委員

※ 3 自治会長